平成２７年（フ）第１８２号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目３番５―103号
破産者　岩崎　陽一
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県たつの市御津町苅屋1386番地６　アメニティハウスＢ202、開始決定時の住所兵庫県たつの市揖西町清水新110番地１
破産者　まるこやこと　児林　セイ
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１２８号
熊本県宇城市三角町三角浦190番地22
破産者　永野　稔秋
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５１６号
札幌市清田区里塚２条６丁目１番３―508号
破産者　前田　光男
1　破産債権の届出期間　平成27年12月10日まで
2　一般調査期日　平成28年１月28日午後３時
平成27年11月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３０号
堺市中区深井中町682番地１　エトワール深井113号、前住所大阪府富田林市東板持町２丁目９番６号―105
破産者　原口　真也
1　破産債権の届出期間　平成27年12月19日まで
2　一般調査期日　平成28年２月15日午後１時30分
平成27年11月19日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
広島県安芸郡熊野町呉地４丁目５番３号
破産者　イズノ事務機こと　出野　博之
1　破産債権の届出期間　平成27年12月21日まで
2　一般調査期日　平成28年１月27日午前11時
平成27年11月19日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９４号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―２―1007号、前住所大阪府河内長野市清見台４丁目16番１号
破産者　市岡　敏男
1　破産債権の届出期間　平成27年12月22日まで
2　一般調査期日　平成28年２月８日午前10時30分
平成27年11月19日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
北海道茅部郡森町字本町91番地
破産者　阿部ひろ子
1　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
2　一般調査期日　平成28年１月13日午前11時30分
平成27年11月20日　函館地方裁判所

破産管財人変更

平成２６年（フ）第２４５号
東京都江東区大島１丁目11番11号
破産者　ミヤ産業株式会社
破産管財人　西川　久貴が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　深井　麻里
平成27年11月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３１８号
茨城県古河市南間中橋７―25―101、開始決定時の住所東京都江東区大島１丁目11―11
破産者　宮内　敏夫
破産管財人　西川　久貴が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　深井　麻里
平成27年11月18日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第１３４号
福岡県久留米市東合川７丁目３番35号
破産者　株式会社ピエロ
1　期日　平成28年２月１日午後１時30分
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年11月17日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３５号
福岡県久留米市山川町3113番地６
破産者　竹下　鑑夫
1　期日　平成28年２月１日午後１時30分
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年11月17日
福岡地方裁判所久留米支部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第６６３８号
東京都江東区辰巳１丁目９―52―304
破産者　綱嶋　昭子
審尋期日　平成28年１月18日午前10時
平成27年11月16日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０６９号
東京都渋谷区神南１丁目５番19号
清算株式会社　株式会社エフアンドエフプロモーション
代表清算人　倉田　　洋
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第６号
埼玉県戸田市美女木３丁目８番５号
清算株式会社　株式会社ダステック
代表清算人　吉田　俊治
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（ヒ）第１２号
富山県射水市棚田59番地
清算株式会社　株式会社クレア・コーポレーション
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所高岡支部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１０００４号
宮城県塩竈市新浜町２丁目１番36号
清算株式会社　宮城第一物流株式会社
代表清算人　内谷啓一郎
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者（以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日又はその資産のすべての換価が終了した日のいずれか遅い方から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　前項の規定による弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　各協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
仙台地方裁判所第４民事部